

○国土交通省告示第 号

船舶設備規程（昭和九年逋信省令第六号）第四百四十六条の二十九の二及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の十九第二項の規定に基づき、航海用具の基準を定める告示及び航海に関する記録を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年 月 日

国土交通大臣 金子 一義

航海用具の基準を定める告示及び航海に関する記録を定める告示の一部を改正する告示

（航海用具の基準を定める告示の一部改正）

第一条 航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「船舶自動識別装置（第二十四条）」を「船舶自動識別装置等（第二十四条・第二十四条の二）」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（船舶長距離識別追跡装置）

第二十四条の二 規程第四百四十六条の二十九の二の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 海上保安庁に対して、六時間毎に次に掲げる航海の情報を自動的に送信することができるも

のであること。

イ 船舶長距離識別追跡装置の識別番号

ロ 位置

ハ 時刻

二 情報の送信間隔を遠隔制御により設定できるものであること。

三 要求された場合に自動的に情報を送信することができるものであること。

四 規程第四百四十六条の二十四に規定する衛星航法装置と直接接続されたもの又はこれと同等の衛星測位が可能な装置を備えたものであること。

五 船上で電源を切断すること又は情報の送信を停止することができるものであること。

六 第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件

(航海に関する記録を定める告示の一部改正)

第二条 航海に関する記録を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百三十九号)の一部を次のように改正する。

第一項中「第三条の十七第二項」を「第三条の十九第二項」に改める。

第二項第四号の次に次の一号を加える。

ホ 施行規則第三条の十七ただし書の規定により船舶長距離識別追跡装置を作動させておかなか

つたときの詳細に関する事項

附 則

この告示は、平成二十年十二月三十一日から施行する。